



# クリニックニュース

発行: MMPG医療・福祉・介護経営研究所 診療所経営研究室

発行者: 株式会社ユアーズブレイン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

## 2024年度診療報酬改定から施行時期を6月1日へ

《厚生労働省、2024年度診療報酬改定情報》

厚生労働省は8月2日、中医協総会において、次期診療報酬改定に向けた医療DXについての課題と論点を示した。この日の医療DXにおける項目は、▼医療DXの推進に関する工程表について、▼診療報酬改定の実施時期の後ろ倒しについて——の2点。

医療DXとは、保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えることを指す。世界に先駆けて少子高齢化が進むわが国において、国民の健康増進や切れ目のない質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を進め、保健・医療情報（介護含む）の利活用を積極的に推進していくことが非常に重要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症流行への対応を踏まえ認識された課題として、平時からのデータ収集の迅速化や収集範囲の拡充、医療のデジタル化による業務効率化やデータ共有を通じた医療の「見える化」の推進等により、次の感染症危機において迅速に対応可能な体制を構築できることとしておくことが急務という背景のもと、「クラウドを活用した業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化」として、▼特定健診情報・資格情報：オンライン資格確認・マイナポータル活用、▼カルテ情報・処方情報・調剤情報、電子カルテ情報、診療情報提供書、退院時サマリー、行政への届出：電子カルテ情報の標準化、▼診療報酬算定モジュール：診療報酬DX——の骨格で全国医療情報プラットフォームの構築を目指している。

政府の医療DX推進本部にてとりまとめられた「医療DXの推進に関する工程表」においては、全国医療情報プラットフォームに関し、2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大する予定である。併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応することとされている。また、2024年度に医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善・提供して共通コストを削減、2026年度には、共通算定モジュールを本格的に提供し、共通算定モジュール等を実装した標準型レセコンや標準型電子カルテの提供により、医療機関等のシステムを抜本的に改革し、医療機関等の間接コストを極小化することとされている。また、これまで診療報酬改定に伴い、答申や告示から施行、初回請求までの期間が短く、医療機関・薬局等及びベンダーの業務が逼迫し、大きな負担がかかっていることから、施行の時期を後ろ倒しし、共通算定モジュールを導入することで、負担の平準化や業務の効率化を図ることの必要性が示されていた。

今回の中医協で、厚労省は論点として、診療報酬改定DXの推進に向け、医療機関・薬局等やベンダーの集中的な業務不可を平準化するため、2024年度診療報酬改定より施行時期を6月1日とすることならびに、薬価改定の施行に関しては例年通り4月1日に改定とすることを提案し、中医協は了承した。併せて、医療材料価格改定も6月となる。

**医療法人の経営情報データベース、8月1日施行**

《厚生労働省》

2023年5月19日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、医療法が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が本年8月1日、施行となった。これを受け、厚労省は7月31日、医政局長から各都道府県知事に向け、通知「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」を発出した。通知は、本制度の趣旨と内容を説明するもの。

本制度の趣旨について、「わが国では高齢者人口の増加や医療の高度化などによって国民医療費が増加していることに加え、今後、生産年齢人口の急激な減少や医療資源の地域格差などの課題が存在する。また、新興感染症拡大時等の緊急時に迅速な医療提供体制の確保に必要な支援等を実施するためには、平時から医療機関の経営状況を把握することが重要。こうした課題に対応するため医療の置かれている現状と実態を表す必要な情報を収集し、新たに政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うことが必要であるため、新たに医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとする」と説明した。制度の内容については、▼Ⅰ医療法人による報告について、▼Ⅱ都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供について、▼Ⅲ都道府県知事における情報の分析及びその内容の公表について、▼Ⅳ経営情報等の取扱いについて——の順に示し、具体的な報告事項については別紙にまとめられている。

医療法人による報告は、原則として、全ての医療法人が毎会計年度終了後に、当該医療法人が開設する病院又は診療所毎の収益及び費用等の情報（以下、経営情報等）をその主たる事務所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。報告を求める経営情報等は、別紙に掲げる事項とし、医療法人は、毎会計年度の決算後に作成する損益計算書等を踏まえ、経営情報等を区分した上で、それぞれの様式により都道府県知事に報告する。▼病院に係る報告事項 様式1、▼診療所に係る報告事項 様式2 ——。尚、経過措置として、2023年8月1日から2024年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、上記に代えて、▼病院に係る報告事項 様式1-2、▼診療所に係る報告事項 様式2-2 ——により報告することとして差し支えない。医療法人から都道府県知事へ報告する方法は、① 医療法人が医療機関等情報支援システム（G-MIS）から様式をダウンロードし、これに記入した上で、G-MISにアップロードすることにより報告する方法、② ①の方法による提出が難しい場合については、医療法人が事業報告書等の届出と併せて、様式を郵送等により書面で提出する方法の2点を示した。また、医療法人から都道府県知事への報告は、当該医療法人の会計年度終了後3月以内に行わなければならない。ただし、医療法第51条第5項の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされている医療法人は、会計年度終了後4月以内までに報告しなければならない。

通知では、本制度について、経営情報等には、医療法人や当該医療法人に所属する特定の個人の権利利益や法人の競争上の利益が害されるおそれがある情報が含まれており、経営情報等が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密は保護する必要があるとあり、個人や法人を特定することができる内容を公にすることを前提として収集するものではないと説明。その上で、都道府県における当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、または不当な目的に利用することがないよう留意するよう言及した。